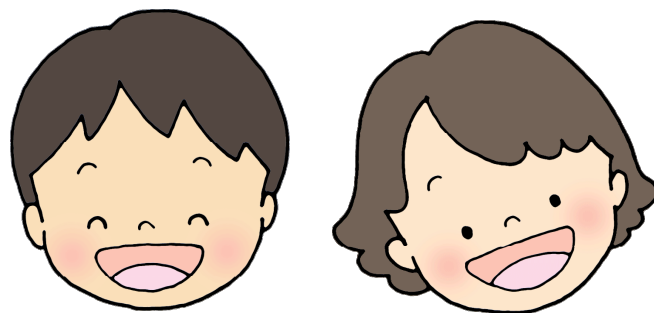


学校いじめ防止基本方針



令和8年度
富津市立青堀小学校

富津市立青堀小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

〔「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」より抜粋〕

2 いじめ対策組織

(1) 学校内の組織

①生徒指導委員会（青堀小学校全職員）

各学期ごとに2度（3学期は1度）、生徒指導会議を開く。全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び対応についての話し合いを行う。

②いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当学年主任、該当学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、適切な処置をとるとともに校長及び教頭に報告する。また、状況によって、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、該当学級担任、学校評議員、警察等

3 いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には互いに認め合ったり、命の大切さを感じたりする指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

見て見ぬ振りをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①「ABC（当たり前のことを ばかにしないで ちゃんとやる）」という理念を全校児童に対して繰り返し話す。自分がされていやなことは他人にしないという当たり前のことを意識づけるようにし、いじめを許さない、見過ごさないというメッセージを発信し続ける。

②学校のきまりを教師・児童・保護者で共通理解し、共有することで無用なトラブルにつながらないようにする。

(2) 児童一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①教師の日頃の発言や授業の中で自尊感情を育む教育活動に努める。

②人との関わり方を身に付けるための活動を多く取り入れ、児童の対人関係スキルを養う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けて

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身に付けていく。

イ 異変を感じた児童がいる場合には生徒指導会議の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、該当児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 6・11・2月を「教育相談月間」とし、アンケートをもとに担任が児童と面談を行う。結果を学年主任・生徒指導主任・管理職に相談し、必要に応じて対処する。複数の目で対応することにより、漏れ落ちをなくし、より適切な対応ができるようにする。

オ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

カ 青堀小学校の悩み相談員（教頭・養護教諭）を設置する。集会等で悩み相談員の担当者を全校の前で紹介し、周知を図る。（悩み相談を受けられる部屋を設定する。⇒職員室玄関横の和室）

(2) いじめの早期解決のため、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちもいじているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を通常以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- イ 学校や家庭で話しにくい状況であれば、電話相談等の利用も促す。
- ウ 日頃からスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員と連携をとり、情報が多く入るようにしておく。

5 いじめを認知した場合の対応

- ア いじめを認知した場合は、いじめの事実の有無を確認すると共に、速やかにその行為をやめさせ、「いじめ対策委員会」を開催する。
 - ※ 構成員は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、当該学年主任、学級担任等とする。
- イ いじめを受けた児童には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。
- ウ いじめを行った児童には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。
- エ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者に事実関係をていねいに報告し、解決のために保護者と連携して対応する。
- オ いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げるア、イの場合をいう。

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより児童が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、富津市教育委員会に報告する。

7 アフターケア

いじめられた子に対しては、カウンセラーをつけて対応にあたり、家族や専門家とともにケアにあたっていく。

8 いじめの相談、通報窓口

- 「いじめ相談メール」〔アドレス〕 mb035@city.futtsu.chiba.jp (随時)
- 富津市教育センター電話相談〔電話番号〕 0439-80-1346 (平日 9:00~16:00)
- 24時間子供SOSダイヤル(文科省)〔電話番号〕 0120-0-78310 (24時間対応)
- 千葉県子どもと親のサポートセンター〔電話番号〕 0120-415-446 (24時間対応)
- 子どもの人権110番(法務局)〔電話番号〕 0120-007-110 (平日 8:30~17:15)
- ヤングテレホン(千葉県警少年センター)〔電話番号〕 0120-783-497 (平日 9:00~17:00)